

負の所得税：Ⅱ. 実証的研究

高 山 憲 之

武蔵大学論集第二十六卷第三・四号抜刷

昭 和 五 十 三 年 十 一 月

負の所得税：Ⅱ. 実証的研究

高山 憲 之

1. 問題の設定

負の所得税の理論的内容についてはすでに多くの研究がなされ、財政学の標準的教科書にもその簡単な紹介をみることができる¹⁾。最低所得の保障手段として負の所得税は他のいかなる制度よりも経済学的に（すなわち分配の公正を実現し資源の効率的配分を達成するという2つの観点から）優れている、というのがその主要な結論であった。しかるに負の所得税は未だに実施をみていない。負の所得税に関する着実な実証的研究がほとんどないからである²⁾。

激増する公共サービス需要を背景にして、政府当局はむしろ増税に対してかなりの関心・意気込みを今日示している。事実、政府税制調査会特別部会は1978年9月に一般消費税についての試案を発表し、その導入をめぐる議論は一気に具体化した。一般消費税の最大の問題はその逆進的性格にある。すなわち低所得階層への相対的重課税という問題を一般消費税は避けて通れない。この問題に対する配慮について上記特別部会試案は、「日常の食料品を原則として非課税」とし、さらに「一般消費税の税収を国民の福祉の増進を図るための施策に振り向けるよう努めることとする一方、導入時点における課税の影響緩和のため、所得税負担の調整や低所得者に対する財政措置をとることを検討することも考えられよう」と言明している（引用は朝日新聞1978年9月7日付によ

1) たとえば Musgrave-Musgrave [5] (pp. 663—666), 貝塚・館 [3] (199—204頁) をみよ。理論的内容の詳細については高山 [9] を参照されたい。

2) 日本における実証的研究として例外的に社会保障研究所 [7], 中桐 [6], 社会保障制度審議会事務局 [8], 倉林 [4] がある。アメリカ合衆国・イギリスについては文献 [11] および [2] を代表的研究として挙げておこう。

る)。この中で「低所得者に対する財政措置」とは具体的に何を意味しているのだろうか。それがかりに最低所得の保障ということとなんらかの関連をもつのであれば、負の所得税についての実証的研究を今日の段階で本格的に進めることにはそれなりの意義があろう。

日本において負の所得税に関する実証的研究がこれまでほとんどなされなかった原因は、主として低所得階層の所得分布について信頼できる資料が欠如していることにある。日本の所得分布統計（総理府『家計調査』・『全国消費実態調査』、農林省『農家経済調査』、国税庁『民間給与の実態』・『申告所得税の実態』、労働省『賃金構造基本統計調査（賃金センサス）』など）はかなり整備されており、その信頼度も高いと国際的水準との比較からいわれている。しかし整備されているのは主として中間の所得階層および高所得階層のそれである。低所得階層の所得分布に関する資料はそれなりに少なからず存在するが³⁾、信頼度にもう一つ問題があるので、その利用にあたっては細心の注意が必要とされてきた。

本稿の目的は3つある。まず低所得者の所得分布を推計したい（第3節）。ついで昭和51年の日本を念頭において負の所得税の具体案を作成し（第4節）、その費用試算を行う（第5節）。つまり負の所得税というものが一体この日本において適用可能（practical）なのか否かについて一つの答を出してみたいというのである。なお本論に入る前に、現行所得税における人的控除制度と負の所得税における基礎給付金制度との比較・検討を試みる（第2節）。最後に、残された問題について触れたい（第6節）。

2. 人的控除と基礎給付

2. 1 比較

よく知られているように現行所得税は人的控除規定を設け、課税所得の算定

3) よく利用されるのは厚生省統計である。たとえば『国民生活実態調査』・『所得再分配調査』・『社会保障生計調査』・『被保護者全国一斉調査（個別調査）』などがある。他に国税庁『民間給与の実態』（うち非納税者分）、市町村税務研究会『個人所得指標』（日本マーケティング教育センター発行）などもある。

に際してその額を所得から控除している。ここで人的控除⁴⁾というのは、基礎控除・配偶者控除・扶養控除の3つを指す。親族障害者控除および本人控除（障害者・老年者・寡婦・勤労学生）はどちらかという付加給付としての側面が濃厚であるので、ここにいう人的控除には含ませない。

人的控除制度は個人にどのような利益をもたらしているのだろうか。いま、課税標準額を次のように定義しよう。すなわち給与等の所得金額から人的控除以外のすべての所得控除額を差し引いたもの、とそれを定義する⁴⁾。課税標準額・人的控除額および課税所得に対する平均税率をそれぞれ y , A^* , t と表わすと、課税後所得（広義） y_a は

$$y_a = y - t(y - A^*) \quad (1)$$

と書くことができる（ただし y が A^* より大きい場合）。(1) 式を整理すると

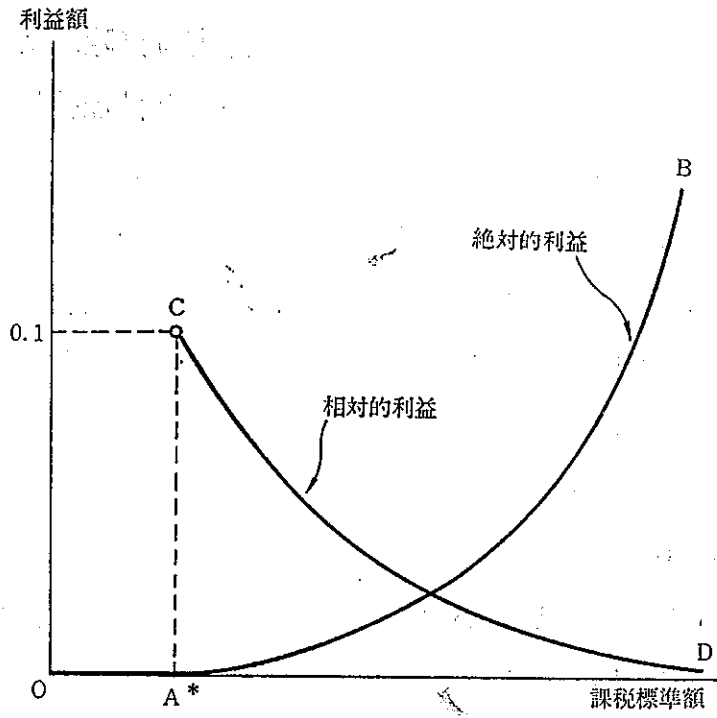
$$y_a = t \cdot A^* + (1-t)y \quad (2)$$

が得られる。すなわち(2)式右辺の第1項が人的控除規定による利益（絶対額）を意味し、第2項が課税後所得（狭義）を表わしていると解釈できよう。つまり人的控除制度による利益は平均税率 t に依存して決まり、 t が大きければ大きいほどそれだけ利益は大きくなる。所得税は累進税率を採用しているので、その平均税率は所得の高い者ほど大きくなっている。換言すると、人的控除制度は高所得者に大きな利益を与えるものにほかならない。ちなみに課税最低限以下の所得階層の t はゼロと考えることができるので、彼等の受ける利益 $t \cdot A^*$ もゼロとなる。すなわち低所得層の場合、所得税の人的控除制度から利益を受けることは全然ない。

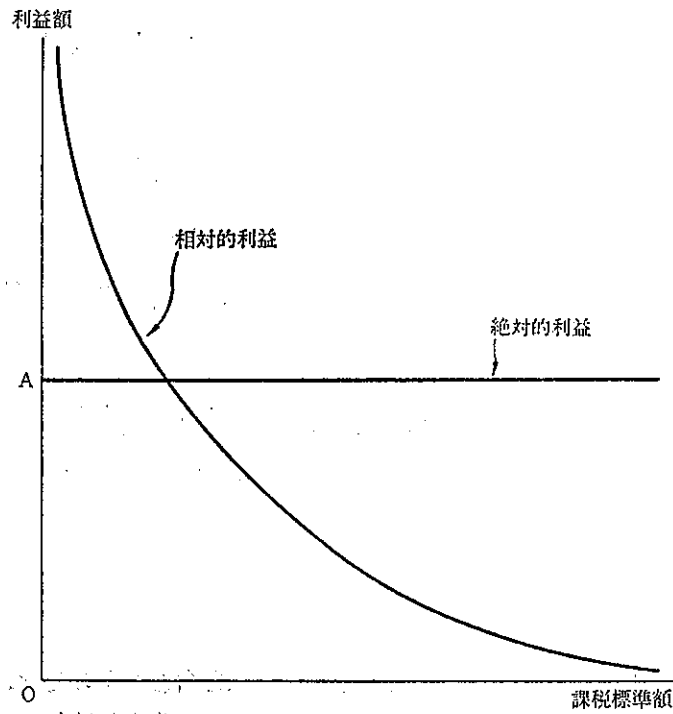
他方、負の所得税における基礎給付金制度は人的控除制度とは異なる利益の与え方をしている。基礎給付額を A と表わすと課税後所得は負の所得税の場合

$$y_a = A + (1-t)y \quad (3)$$

4) つまり給与等の収入金額から必要経費（給与所得控除を含む）をのぞき、さらに医療費控除・雑損控除・社会保険料控除・小規模企業共済等掛金控除・生命保険料控除・損害保険料控除・寄付金控除・親族障害者控除・本人控除のすべてを差し引いた額を「課税標準」と定義する。これは事実上、課税所得に人的控除額を加えたものに等しい。



第1図．人的控除制度による利益



第2図．基礎給付金制度による利益

となる。すなわち基礎給付金は所得の如何にかかわらず一律平等に支給される。低所得者は所得税の下においてなんら財政措置を受けないが、負の所得税の下においては中・高所得者と並んで一律に等額の給付を受けることになる（低所得者に対する財政措置としてこれほどに望ましいものは他にないであろう）。第1図および第2図は人的控除と基礎給付の各制度がどのような利益を個人に及ぼすかを描いたものである⁵⁾。これらの図から基礎給付金制度の人的控除制度に対する優位が明瞭に読みとれよう。

2. 2 一律給付金制度の導入費用試算

西ドイツにおいては1975年より所得税における扶養控除規定が廃止され、代りに別建で扶養手当が一律に支給されるようになった。この扶養手当は負の所得税の基礎給付（の一部）とみなしうるものである。負の所得税導入の第1段階として西ドイツ流の制度に所得税を切替え、扶養手当制度を別建で独立させることが実現可能（practical）であるか否かについて検討することはかならずしも無意味でない。このような制度改訂に伴う費用の試算は昭和50年を例にしてすでに都村 [12] によって日本においてもなされている⁶⁾。

ここでは別建の扶養手当制度より一步進んで、別建の一律給付金制度（世帯主に対する給付を含む）が導入される場合を考察してみたい。一律給付金制度は事実上、負の所得税における基礎給付金制度と同じものである。しかし所得税と別建であることを考慮して（負の所得税と区別して）特に一律給付金制度と呼ぶことにする（これはウィリアムズ夫人 [13] によって提案された社会配当金 social dividend 制度に相当している）。

5) 相対的利得とは $t \cdot A^*/y$ (人的控除の場合), A/y (基礎給付の場合) を意味している。なお $d(t \cdot A^*/y)/dy = A^* \cdot T(y) \cdot (\eta - 2)/y^2 < 0$ である。ここで $T(y)$, η はそれぞれ税額, 所得税の所得弾力性であり, η は日本の場合1.4~1.6と推定される(高山 [10] 参照) ので2より小さいと仮定した。第1図において絶対的利得は曲線 OA^*B で, 相対的利得は曲線 OA^*CD でそれぞれ示される。

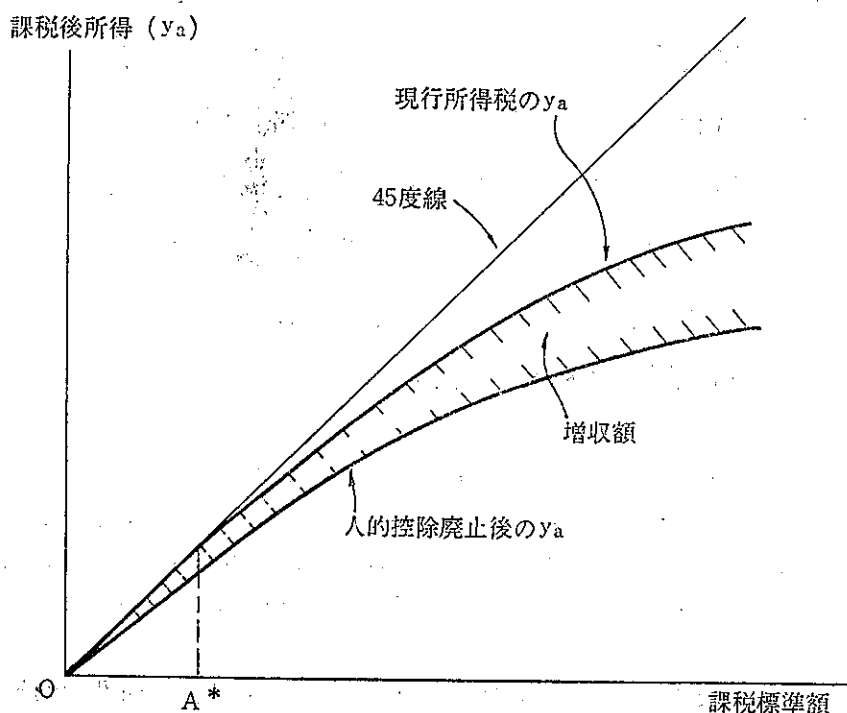
6) 都村 [12] は所得税における児童扶養控除制度と児童手当制度の一元化の問題を論じる際に, 前者による税負担の軽減額を試算し, 昭和50年分として9,845億円(1人当り扶養控除額は26万円)という数字を出している。このような試みはこれまでに例がなく, 社会保障関係の制度合理化を目指した先駆的な業績として高く評価されてよい。

一律給付金制度の導入に伴ない、それと代替的性格をもつ各種の制度は廃止されると想定しよう。すなわち生活保護制度（ただし生活扶助・住宅扶助・教育扶助の3つのみを廃止し、他の医療扶助等は存続させる）・児童手当制度・老齢福祉年金（無拠出年金）制度・所得税における人的控除制度の4つを一律給付金制度として一元化するのである。この場合、その導入費用はどの程度であろうか。

第1表は昭和51年（暦年）を例にして一律給付金制度の導入費用を試算したものである。多少とも面倒なのは人的控除制度廃止によって生じる所得税増をどのように推計するかということであった。人的控除の廃止に伴って所得税の平均税率 t は課税標準額 y に直接適用されることになる。すなわち所得税収入は $t \cdot (y - A^*)$ から $t \cdot y$ に変わる（第3図をみよ）。この差 D

$$D = t \cdot A^* \quad (4)$$

が、人的控除廃止によって生じる所得税増の金額にほかならない（第1表の詳細については本稿末尾の付表Aを参照されたい）⁷⁾。



第3図．人的控除廃止に伴う所得税増収額

第1表 一律給付金の導入費用試算（昭和51年暦年分）

一律給付金所要額 (10億円)	代替制度廃止に伴う支出減（収入増）					純費用 (10億円)
	人的控除 (10億円)	生活保護 (10億円)	児童手当 (10億円)	老齢福祉年金 (10億円)	合計 (10億円)	
29,396.4						25,077.5
22,612.6*	3,232.5	288.8	167.0	630.6	4,318.9	18,293.7*
14,698.2**						10,379.3**

注) 下記の国税庁統計には所得税を申告しない公務員世帯（源泉徴収で年末調整済の者）が除かれている。この世帯の人的控除廃止に伴う所得税増は『民間給与の実態』の中の一年勤続・年末調整済の者のそれを利用して推計した。なお一律給付金所要額欄で*印のないのは1人年額26万円の場合を、*印のあるのは20万円の場合を、**印のあるのは13万円の場合をそれぞれ表わしている。

資料) 国税庁『民間給与の実態』・『申告所得税の実態』（昭和51年分）
 総理府社会保障制度審議会事務局『社会保障統計年報』（昭和53年版）
 厚生省人口問題研究所『日本の将来推計人口（昭和51年11月推計）』

第1表の試算結果から次のことが判明した。すなわち一律給付金額を所得税の人的控除額（1人年額26万円）に等しくするとき、一律給付金制度の導入には約25兆円の費用が必要となる。この費用はあまりに膨大であり、したがってその導入を考えることは全く非現実的（impracticable）であるといわざるを得ない。ちなみに昭和52年度（会計年度）所得税収入は6.2兆円どまりである。なお一律給付金額をそれぞれ1人年額20万円（市町村民税の人的控除額）、13万円（所得税の人的控除額の半分に等しく、老齢福祉年金14.4万円にほぼ相当する）として計算した結果も第1表に記載されている。しかしその非現実性はあまり変わらない⁸⁾。

3. 低所得者の所得分布

前節の試算から、現行所得税制とは独立の一律給付金制度（社会配当金制度）の場合その日本への適用は非現実的なことが明らかとなった。現行所得税を中

7) 厳密に言う、この場合(5)式における t は平均税率ではなく限界税率を指している。

8) 所得税とは別建の一律給付金制度が非現実的な原因は、低所得層（所得税支払額より給付金受取額の方が多層層）に適用される所得税率（負の所得税における限界税率に事実上等しい）が低い（10%）ことにある（第5節参照）。

・高所得階層で生かしながら低所得階層には負の所得税を導入するという考え方の場合それではどうであろうか。すなわち負の所得税を現行所得税に接続させる場合（これがフリードマン・トービン等によって提案された負の所得税である）の実現可能性如何というのがわれわれに課された次の問題である。それを検討するには低所得者の所得分布をまず推計しなければならない。

これまでに試みられた負の所得税の実証的研究（文献 [4] [6] [7] 参照）においては、厚生省『国民生活実態調査』に記載されている数字を用いて低所得者の所得額・世帯数・世帯員数が推計されている。しかしこの資料にある所得金額には全幅の信頼をかならずしもおけない。すなわち『家計調査』の場合には標本世帯が現金出納帳（家計簿）に毎月記載した数値を基礎にして所得金額は報告されており、収支バランスがチェックできるようになっている。ところが『国民生活実態調査』の場合、所得は標本世帯に対して調査員が面接質問して得られた数値であり、収支バランスのチェックも不可能である。調査員が福祉事務所職員であるためなのか、低所得者は所得金額を過少申告する傾向があるといわれている。したがってこの資料を用いて試算された負の所得税の導入費用は過大評価を否定できない。

本稿では、正の所得税との接続を問題にしたいので、税務統計をできるかぎり利用することにした。すなわち国税庁『民間給与の実態』・『申告所得税の実態』を最大限に活用する。この2つの資料から落ちているのは公務員（ただし申告納税した者は除く）とその他非納税者である。公務員については『民間給与の実態』の中の1年勤続・年末調整済の者の統計を利用して所得分布を得ることとした⁹⁾。その他非納税者の所得分布推計にはいろいろな方法が考えられ

9) 公務員世帯の所得分布については大蔵省『政府職員給与実態調査』自治省『地方公務員給与実態調査』があることを本稿執筆後に知った。この資料を利用した推計は別の機会に譲りたい。

10) たとえば『国民生活実態調査』にある所得税非課税世帯の所得分布（『民間給与実態調査』の非納税者のそれと一部重複する）を利用するとか、『所得再分配調査』に記載されている日雇労働者・農業専業・その他の世帯の所得分布を援用するとか、さらには『被生活保護者全国一斉調査（個別調査）』・『被保護者生活実態調査』（ただし母子世帯の比重が大きい）等々を活用するとか、が他に考えられる。被保護世帯の場合、働いている者が1人もいない世帯は80%弱に及んでおり、著しく高い比率を占めている。

るが¹⁰⁾、ここではやむをえず『国民生活実態調査』にある市町村民税非課税世帯（所得割はもちろん均等割さえも納めない世帯）の所得分布を活用した。この世帯に関する統計は昭和47年分を最後にして以後発表されていないので、それを利用して昭和51年分を推計した。

以上のような手順で求められたのが第2表（世帯分布）および本稿末尾の付表B（所得分布）である。所得税非納税者世帯員数は昭和51年（暦年）時に約3千万人、総人口の27%弱いたと推計される（後述第5表ケースⅡ参照）。これらの表を読む際の注意事項を列挙しておこう。

(1) 国税庁統計と厚生省統計では所得概念が異なっている。すなわち後者には非課税分現物給与（通勤定期代金・昼食代など）および親族からの仕送り代金が含まれているが前者には含まれていない。

(2) 前者には生命保険取り金・不動産売却代金（厳密にはキャピタル・ゲイン）が含まれているが後者には含まれていない。

(3) 所得金額は課税標準額で表示されており、通常の意味の所得（給与収入など）ではない。課税標準額は給与収入額と比較するとかなり低く算出されている¹¹⁾。

(4) 世帯数は生活単位（または消費単位）ではなく課税単位で推計されている。したがって生活単位数と比較するとかなり多く算出されている（ただし、その他非納税者世帯の場合このかぎりではない）。

11) 給与収入階級別に給与所得と課税標準との関係をみたのが下記の第3表である。

給与収入 (1,000円)	給与所得控除 (1,000円)	その他所得控除 (1,000円)	課税標準額 (1,000円)	課税所得(4人世帯) (1,000円)
727	500	6	221	0
1,263	506	10	747	0
1,746	674	13	1,059	19
2,241	823	17	1,401	361
2,740	972	20	1,748	708
3,422	1,134	24	2,264	1,224
4,431	1,336	27	3,068	2,028
6,046	1,655	29	4,362	3,322

資料) 国税庁『民間給与の実態』(昭和51年分, 第9表) より算出した。

第2表 世帯区分

世帯区分	グループ名	世帯数 (1,000)	世帯員数 (1,000人)	資料名
給与所得者		34,808	75,923	A
1年勤続, 年末調整済		30,069	68,637	
配偶者あり	G01	12,206	44,366	
配偶者なし	G02	17,863	24,271	
1年勤続, 年末未調整	G03	1,000	1,852	
1年未満, 年末調整済	G04	2,566	3,837	
1年未満, 年末未調整	G05	1,173	1,597	
申告納税者		4,940	14,103	B
配偶者あり	G06	1,692	5,648	
配偶者なし	G07	3,248	8,455	
(控除) 給与所得のある者		2,515	5,831	
年末調整済	G08	1,631	4,280	
年末未調整	G09	884	1,551	
その他非納税者	G10	7,445	17,111	C
公務員	G11	4,634	11,757	D
総計		49,312	113,063	E

注) 世帯員数の推計にあたりG03はG01・G02を, G05はG04を, G08はG01・G02を, G09はG03をそれぞれ利用した。G10の世帯員数は総人口よりの残差として求めた。なおG07の世帯員数には専従者を含めてある。

資料) A: 国税庁『民間給与の実態』(昭和51年分, 第10表)

B: 国税庁『申告所得税の実態』(昭和51年分, 第9表・第6表)

C: 厚生省『国民生活実態調査報告』(昭和47年, 第5表「市町村民税非課税世帯の所得分布」64頁)より推計

D: 医療保険関係資料(国家公務員共済組合, 公共企業体職員等共済組合, 地方公務員等共済組合)

E: 人口問題研究所『日本の将来推計人口(昭和51年11月推計)』

4. 昭和51年具体案の作成

フリードマン・トービン流の負の所得税を日本に適用すればその具体案としてどんなものが考えられるだろうか。周知のように負の所得税は3つの要素から構成されている。すなわち限界税率, 基礎給付金(basic allowance)および収支分岐水準(break-even income)がそれである。ここで収支分岐水準とは, 純給付額(基礎給付額マイナス所得税額)がゼロに等しい課税標準額を意味

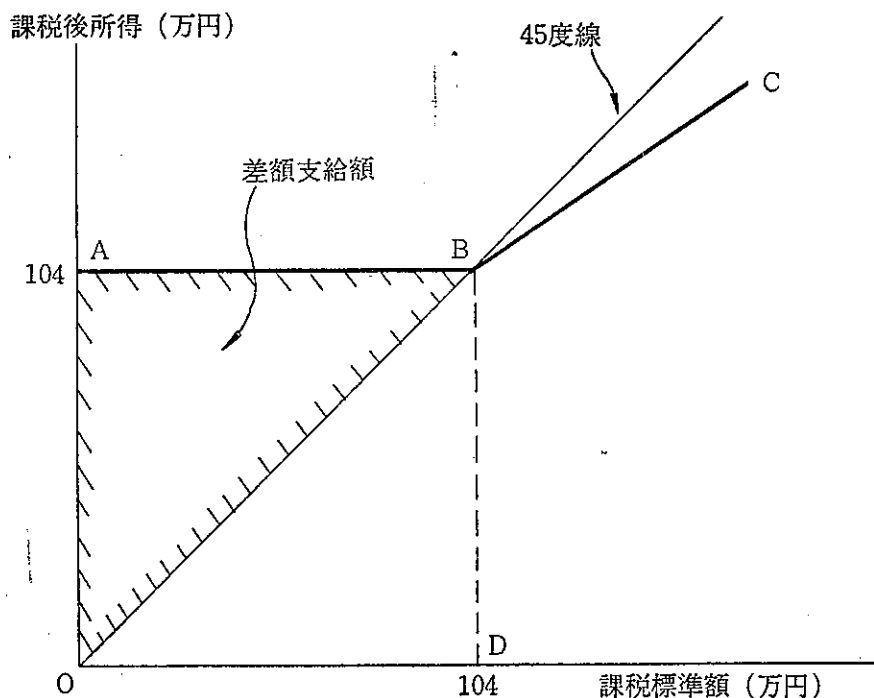
第4表 負の所得税（昭和51年具体案）

ケース	限界税率 (%)	限界給付 支給方式	課税後所得 (純給付額)	所得額	世帯員数								
					1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人
I	100	逓減的	A_1 $(A_1 - y)$	A_1, y^* (万円) y^{**} (万円)	32	64	84	104	120	136	148	160	172
II	100	比例的	A_2 $(A_2 - y)$	A_2, y^*, y^{**} (万円)	26	52	78	104	130	156	182	208	234
III	50	逓減的	$A_3 + 0.5y$ $(A_3 - 0.5y)$	A_3 (万円) y^* (万円) y^{**} (万円)	16	32	42	52	60	68	74	80	86
IV	50	比例的	$A_4 + 0.5y$ $(A_4 - 0.5y)$	A_4 (万円) y^*, y^{**} (万円)	13	26	39	52	65	78	91	104	117
V	50	比例的	$A_5 + 0.5y$ $(A_5 - 0.5y)$	A_5 (万円) y^* (万円) y^{**} (万円)	20	40	60	80	100	120	140	160	180
VI	100/3	比例的	$A_6 + 2y/3$ $(A_6 - y/3)$	A_6 (万円) y^* (万円) y^{**} (万円)	13	26	39	52	65	78	91	104	117
					39	78	117	156	195	234	273	312	351
					45	89	134	178	223	267	304	348	391

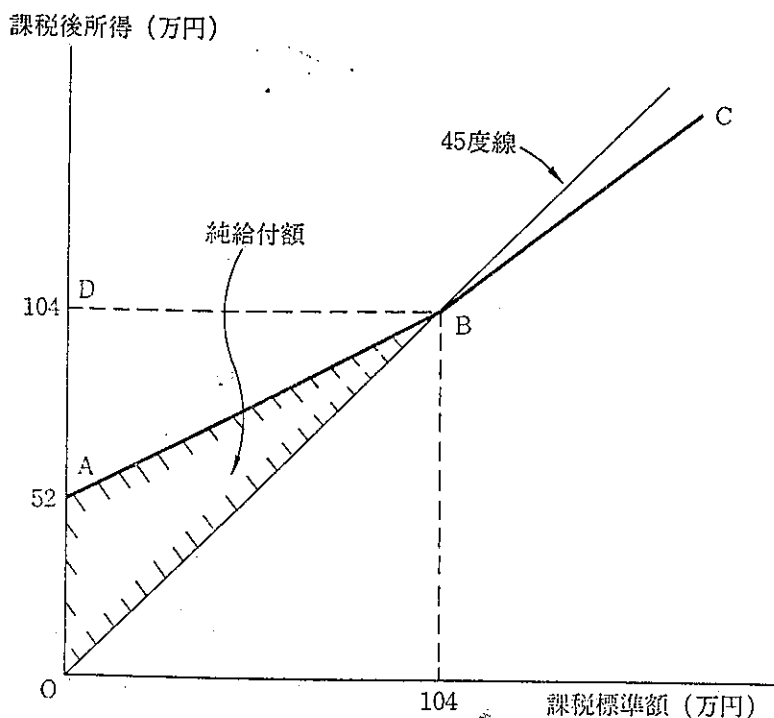
注) $A_i (i = 1, 2, \dots, 6)$ は基礎給付額を表わす。また y, y^*, y^{**} はそれぞれ課税標準額（給与等の収入から人的控除以外の所得控除額を差し引いたもの）、收支分岐水準（ t を限界税率とすると A_i/t に等しい）、現行所得税との接続点（現行税制における人的控除額を A_i^* とすると $y^{**} > y^*$ の場合 $((A_i - 0.1A_i^*) / (t - 0.1))$ と計算される）を指す。

し、基礎給付額を限界税率で除した水準に一致する。つまり2つの構成要素を与えれば他の1つの要素は自動的に決まってしまう。なお基礎給付金については世帯規模に対して比例的に支給する場合および逓減的に支給する場合の2つが考えられる。

以上の諸点を考慮して、昭和51年（暦年）日本を例にとり負の所得税の具体案を6通り作成した。第4表をみられたい。まずケースⅠおよびケースⅡは限界税率を100%に設定した。いわゆる貧困ギャップを完全に解消するにはどの程度の費用が必要となるかを調べたいからである（ここでは所得税の課税最低限を貧困線所得と定義している。第4図参照）。両ケースの差異は世帯規模による基礎給付額の差異にある。すなわちケースⅠは逓減的限界支給方式を、ケースⅡは比例的なそれをそれぞれ採用している。4人世帯の場合には両ケースで基礎給付額に差異がないように配慮した。1人当り基礎給付26万円という金額は所得税の人的控除金額（年額）に等しい。また32万円は所得税の老人扶養控除額に相当している。



第4図. 負の所得税：ケースⅠおよびⅡ（4人世帯）



第5図. 負の所得税：ケースⅢおよびⅣ（4人世帯）

ケースⅢおよびケースⅣはいわゆるフリードマン型負の所得税を念頭に置いている。すなわち所得税の課税最低限（ここでは収支分岐水準に一致する）以下の階層に対して50%の限界税率をもつ負の所得税が適用される（フリードマン [1] および第5図参照）。つまり、ある世帯の稼得所得が現行所得税の課税最低限を下回る場合にはその差額の50%を負の所得税として当該世帯に給付しようというのである。両ケースの差異は基礎給付金の限界支給方式が逓減的および比例的と分かれることに求められる¹²⁾。基礎給付金は1人当りそれぞれ16万円、13万円と仮定した。この金額は老齢福祉年金（無拠出年金）制度の年金額（1人月額に12千円）にほぼ相当している。したがってケースⅢおよびケースⅣでは老齢福祉年金・児童手当の両制度を廃止してもよいだろう。しかし基礎給付金は生活保護基準（1級地標準4人世帯で年額109万円、課税標準額に

12) ケースⅢの場合、現行所得税の課税最低限と収支分岐水準とはかならずしも一致しない。その場合、負の所得税の導入によって課税後所得が現行のそれより減少しないように現行所得税との接続点を調整した。

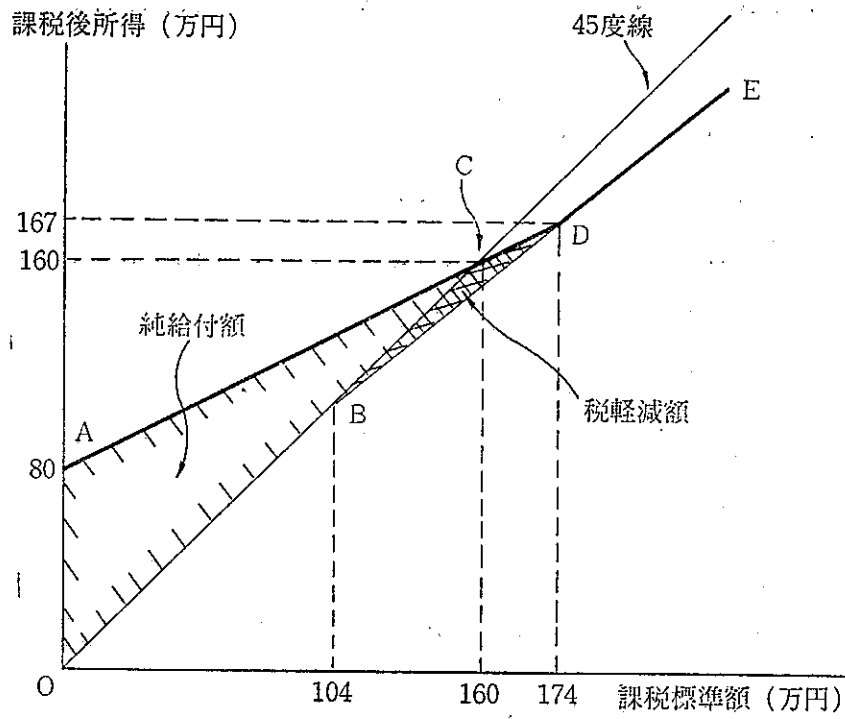
して50万円に相当している。昭和51年4月1日現在)を無業世帯の場合には下回るので、フリードマン構想とは異なり生活保護制度を負の所得税の中に発展・解消させるわけにはいかない。

ケースIとケースIII、およびケースIIとケースIVは互いに密接な関連をもっている。すなわち第5図において三角形AOBの面積は三角形DOBの面積の2分の1に等しい。つまりケースI(あるいはケースII)の場合、貧困世帯は貧困ギャップ(貧困線所得マイナス稼得所得)分に等しい純給付額を政府から手に入れることができるが、ケースIII(あるいはケースIV)の場合にはその半分を支給されるにとどまるからである¹³⁾。

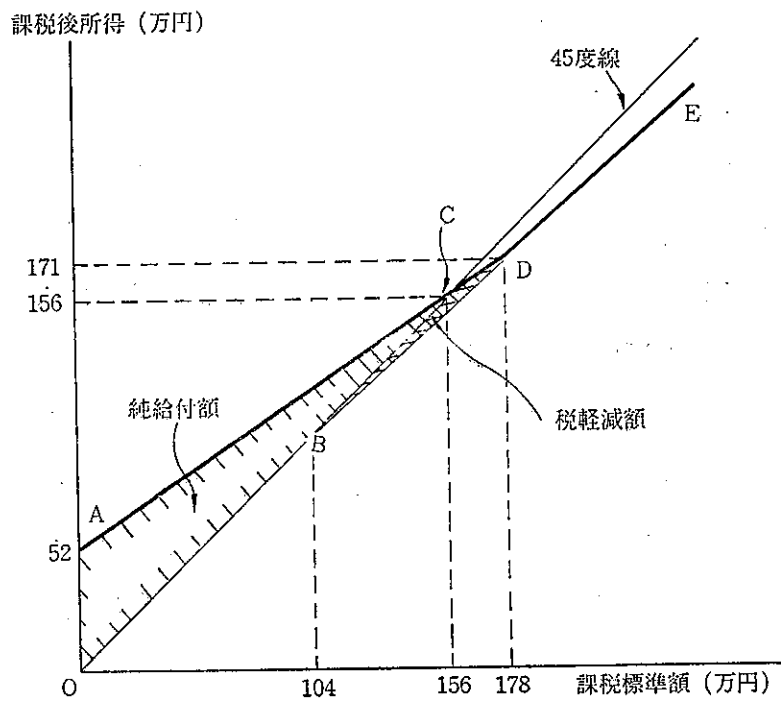
いわゆるトービン型負の所得税を日本流に翻案したのがケースVおよびケースVIである(文献[11]参照)。まず基礎給付金は1人当り年額20万円(市町村民税における人的控除額)、13万円と仮定した。これらの水準は所得税の人的控除額をいずれも下回っている(同様に生活保護基準でみた貧困線所得をも下回っている)。つぎに限界税率については50%、33.3%の2つを想定した。その結果として、収支分岐水準は所得税の課税最低限(人的控除額)をいずれも大きく回っている。すなわち4人世帯の場合、収支分岐水準は課税最低限にそれぞれ56万円(ケースV)、52万円(ケースVI)を加えた金額に等しい(第6図および第7図参照)。

トービン型負の所得税の場合、現行所得税との接続はどのように調整されるだろうか。第6図および第7図から明らかなように課税最低限を多少上回る所得を稼得している中間所得階層の場合、課税後所得は負の所得税と現行所得税とで異ってしまう。そこで負の所得税の課税後所得が現行所得税のそれを上回る場合には負の所得税を適用することにした。したがって現行所得税との接続点は課税後所得が両制度で一致する水準(tax break-even income)に求められる。4人世帯の場合、接続点は課税最低限にそれぞれ70万円(ケースV)、

13) 第4表より明らかに $A_1 = 2A_3$ である。したがって純給付額はケースIIIの場合、 $A_3 - 0.5y = 0.5(A_1 - y)$ と計算されケースIの純給付額 $(A_1 - y)$ の半分に等しくなる。ケースIVの場合も同様にして証明できる。



第6図. 負の所得税：ケースV (4人世帯)



第7図. 負の所得税：ケースVI (4人世帯)

74万円を加えた額に等しい。給与収入に換算するとそれはほぼ250万円に相当する¹⁴⁾。

以上みてきたようにケースVおよびケースVIの場合には、課税最低限以下の世帯のみならずそれを上回る所得を得ている一部の世帯も政府からプラスの給付を手にするようになる。すなわち課税最低限以下の世帯は基礎給付金に加えて稼得所得の一部（ケースVの場合は1/2，ケースVIの場合は2/3）を課税後所得として自分のものにする。課税最低限を越える世帯には、最終的に非課税になるのみならず若干の給付を手に入れることができる者および所得税額を減額される者、の2つのタイプが生じるわけである。このようにケースVおよびケースVIは（生活保護基準で与えられる）貧困ギャップを完全には解消しない点で限界があるものの、低所得階層（課税最低限以上の者を含む）に対しては労働に応じたかなり手厚い所得の保障をしている。なおここでも児童手当・老齢福祉年金の両制度は負の所得税に一本化させると考えてよいものの生活保護制度は存続させる必要がある。

5. 導入費用の試算

本稿の最大目的である負の所得税導入に伴う費用を試算する準備はできた。試算結果は第5表に要約されている（その詳細については本稿末尾の付表Cを参照されたい）。注意を促したいのは次の3点である。まず第1に、試算にあたって所得概念は現行所得税のそれを全面的に踏襲した（ただし世帯グループG10のみ『国民生活実態調査』のそれを用いた）。第2に、公務員世帯は負の所得税の対象とはならないと想定している。この前提はケースV・VIでは現実的でないかも知れない。第3に、費用Cは老齢福祉年金・児童手当の両制度廃止に伴う政府支出の減少を考慮したものではない。したがって純費用の計算にあたってこの支出減少分（約0.8兆円）をCから差し引く必要がある。

14) 脚注11の第3表を参照されたい。なお第3表の「その他所得控除」には医療費控除・雑損控除・寄付金控除が入っていない。そのため課税最低限を与える給与収入は10万円程度（4人世帯）少なく見積られている（念のため）。

第5表 負の所得税の費用試算（昭和51年分）

ケース	世帯数 (1,000)	世帯員数 A (1,000人)	世帯員比率 A/B (%)	費用 C (10億円)	費用比率 (%)						
					C/D	C/E	C/F	C/G	C/H	C/I	C/J
I	12,960	27,867	24.6	4,468	3.2	3.1	18.1	92.5	34.4	26.6	71.9
III	同上	同上	同上	2,235	1.6	1.6	9.1	46.3	17.2	13.3	36.0
II	13,361	30,140	26.7	3,928	2.8	2.7	15.9	81.3	30.3	23.4	63.2
IV	同上	同上	同上	1,963	1.4	1.4	8.0	40.7	15.1	11.7	31.6
V	18,424	48,188	42.6	4,590	3.3	3.2	18.6	95.1	35.4	27.3	73.9
VI	17,408	43,996	38.9	2,906	2.1	2.0	11.8	60.2	22.4	17.3	46.8

注) B: 総人口 (113,063百万人)

D: 国民所得 (140.2兆円)

E: 個人所得 (143.2兆円)

F: 一般会計予算 (24.7兆円)

G: 社会保障関係予算 (4.8兆円)

H: 移転所得 (13.0兆円)

I: 国税 (16.8兆円)

J: 所得税 (6.2兆円)

資料) D・E・Hは経済企画庁『国民所得統計年報』(昭和53年版, 暦年), F・Gは大蔵省主計局調 (昭和51年度分補正後予算), I・Jは大蔵省主税局調 (昭和51年度分決算額) による。

まずケース I およびケース II をみてみよう。所得税の課税最低限を貧困線所得 (poverty-line income) と定義する場合、貧困ギャップ解消には4兆円~4.5兆円の資金を要すると形式的には試算される。しかし高山 [9] が明らかにしているように貧困世帯はこのような場合、労働意欲を全く失ってしまう可能性がきわめて大きい。つまり第4図において貧困解消の費用は三角形 AOB ではなく四角形 AODB の面積 (に若干のプラス・アルファを加えたもの) になるであろう。換言すると、その費用は形式的に計算された金額の2倍強になると予想される。したがって貧困ギャップ解消のコストは8~9兆円、生活保護・児童手当・老齢福祉年金の3制度を廃止したとしても7ないし8兆円に達しよう。このような計画はまず実現不可能であり、また経済政策としても望ましくない。

つぎにフリードマン型負の所得税の場合はどうであろうか。ケース III およびケース IV をみるとその費用は約2兆円と試算されていることがわかる。この金額から老齢福祉年金制度・児童手当制度の廃止によって生じる政府支出減を差し引くと、およそ1.2~1.4兆円になる。これがフリードマン型負の所得税の純費用にほかならない。この費用は国民所得 (NNP) の1%程度である。し

たがってフリードマン型負の所得税は日本において十分に実行可能 (practical) である、というきわめて明るい見通しを持つことができたことになる。

なおケースIIIとケースIVでは本人分の基礎給付額が6万円ほど高い前者の方が後者より当然のことながらコスト高となっている。これは比較的世帯規模の小さい世帯に低所得階層が多いことをも反映している。ただし両ケースでの費用の差額は2,000億円程度である。したがってケースIVが実行可能であるとすれば、それからケースIIIに移るのは比較的容易であろう。

トービン型負の所得税はケースVおよびケースVIで与えられている。その純費用はケースVで4.0兆円、ケースVIで2.3兆円にそれぞれ達するという見積りが得られた。2.3兆円はNNPの1.6パーセント程度であるから、絶対に実行不可能であるとは言えまい。実際、2兆円減税の要求が出ている昨今の事態を鑑みると、むしろ実行可能性の方が大きいと言えるのではないだろうか。したがってケースVIは十分にその導入について検討する余地が大きいであろう。ただしケースVについてはかなりコスト高であるので、その導入は将来の課題としなければならない。

なお第5表の費用Cの試算にあたり、減税分(第6図および第7図の三角形BDCの面積相当分)を加えてない(ただし上述の純費用の推計においてはこの減税分も考慮した)。しかしその金額はそう大きくない(ケースVで1,973億円、ケースVIで1,901億円とそれぞれ推計される)。所得税の減税利益を享受できるのは限界税率10%の所得階層——4人世帯の場合給与収入が180~250万円の者——に限られるからである。

ケースVIの対象とする世帯員数は44百万人(総人口の39%)に及び、ケースIVと比較すると約14百万人増となっている。この14百万人というのが課税最低限以上でありながらもトービン型負の所得税によって恩恵をうける階層にほかならない。ケースIVとケースIVの差異は限界税率のみである。限界税率を50%から33.3%に下げるのに要する費用は約1.1兆円と試算される。したがってケースIVからケースVIへの移行はかならずしも不可能でないと予想できる。

6. むすびに代えて

本稿では、現行所得税との接続をはかることを内容としたいいわゆるフリードマン・トービン型負の所得税の日本的適用が実行可能であるか否かという問題を中心に議論を展開してきた。その問題に対して本稿ではイエスという答を導き出している。すなわち基礎給付金13万円（1人年額）、限界税率50%を基本内容とするケースIVの実行可能性は昭和51年においてきわめて大きかったことが判明した。その導入費用は1.2兆円と試算され、NNPの1%弱に相当している。また世帯規模の小さい低所得者にケースIVより手厚い給付（本人に対し16万円）を与えるケースIIIの場合も費用は1.4兆円程度にとどまるので十分に実行可能とみてよい。さらに基礎給付額はケースIVと同じであるものの限界税率は33.3%とそれより低いケースIVの場合、費用2.3兆円という見積りが得られた。所得税の課税最低限以上の階層にも多少の援助が必要であるとすれば、ケースVIの導入を検討してよいと思われる。

したがってとりあえずケースIVを内容とする負の所得税の導入を今日の段階で提案したい。これが本稿の結論である。それは基礎給付額を所得税の人的控除額の半分に設定しているのだから、昭和53年の場合には1人年額14.5万円に等しい。限界税率は50%とし、人数比例的な限界給付方式を採用するものとする。生活保護制度は存続させるが児童手当制度・老齢福祉年金制度は負の所得税に整理・統合してしまう。給付金の支払はとりあえず年1回、所得税の申告時に還付金にならって行うものとしてよかろう。導入費用はNNPの1%程度であろう。

ただし第5節における試算はいうまでもなく低所得者の所得分布に決定的に依存している。したがって第3節で推計された低所得者の所得分布がどの程度ロバスト（robust）であるかによって本稿の結論はテストされよう。その検討は他の機会に譲りたい。

さらに所得の範囲は現行所得税のそれと同一でよいとか、世帯単位のとおり方をどうすればよいとか、給付金の支払方法については月単位で行うのが望

ましいかとか、他の制度たとえば米価支持制度・社会保障制度との調整はどの程度までしたらよいか等々の技術的問題の検討も少なからず残されている。その分析も他の機会に譲りたい。

参 考 文 献

1. M. Friedman, *Capitalism and Freedom*, Univ. of Chicago Press, 1962.
2. Green Paper, *Proposals for a Tax-Credit System*, H.M.S.O. 1972.
3. 貝塚啓明・館竜一郎『財政』、岩波、1973.
4. 倉林義正「「負の所得税」構想について」(経済企画庁委託調査『福祉と公正の経済分析』統計研究会、1976、所収)
5. R.A. Musgrave and P.B. Musgrave, *Public Finance in Theory and Practice*, McGraw-Hill, 1973.
6. 中桐宏文「負の所得税メカニズムとその適用可能性」週刊東洋経済臨時増刊号(近代経済学シリーズ)、1973. 10. 4.
8. 社会保障制度審議会事務局「逆所得税の実証的研究」(主査肥後和夫氏)、1975.
9. 高山憲之「負の所得税：Ⅰ．理論的研究」、『武蔵大学論集』、1978. 5.
10. —「いわゆるインフレ調整減税の所得再分配効果」、『季刊理論経済学』1976. 8.
11. J. Tobin, J.A. Pechman and P.M. Mieszkowski, "Is a Negative Income Tax Practical?" *Yale Law Journal*, 1967.
12. 都村敦子「福祉政策の"Harmonization"問題について——児童扶養控除制度と児童手当制度の一元化——」、『季刊社会保障研究』1976. 6.
13. R. Williams, *Something to Look Forward to*, Macdonald, 1943.

付表A. 人的控除廃止に伴なう所得税増収（昭和51年分試算）

グループ名	G01・G02	G03	G04	G05	G06・G07	G08	G09	G11	合計
増収額（10億円）	2,283.2	71.9	66.4	10.3	635.3	173.7	52.0	391.1	3,232.5

注）グループ名については本文第2表（34頁）を参照されたい。試算に際してG10は除いたので、合計額はわずかながら過少推定となっている。

資料）国税庁『民間給与の実態』・『申告所得税の実態』

付表B. 1 低所得者の所得分布（G01）

課税標準額 （1,000円）	非納税者 （1,000人）	扶養人員別本人数（1,000人）										世帯員数 （非納税者） （1,000人）
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人		
225	159.1		90.7	33.6	24.5	6.4	3.7	0.2				435.8
669	707		318.2	170.2	111.4	44.3	16.8	6.5	1.1			1,332.8
940	973			531.4	494.0	163.7	44.4	11.2	1.7	0.5		3,157.4
1,236	1,266			768.3	932.9	288.6	72.1	17.8	1.5	0.9		2,020.3
1,529	1,568				1,048.1	339.0	92.1	19.6	2.3	0.5		712.7
1,859	2,053					463.0	130.1	25.1	4.1	0.8		40.0
	2,826							13.6	1.8	0.2		
	4,075									0.9		
合計（非納税者）	1,725.2		90.7	203.8	629.9	503.0	229.1	55.3	10.7	2.7		7,699.0

注）「課税標準額」とは、給与総額（ボーナスを含む）が非課税分現物給与は含まない）から人的控除（基礎控除・配偶者控除・扶養控除）以外のすべての所得控除額（給与所得控除を含む）を差し引いたものを指す。推計にあたり資料A第9表「所得階級別の諸控除」を利用した。また表中の折線は非納税者（折線より上）と納税者（折線より下）を区別するためのものである。以下、付表B. 10まで同様である。

付表B. 2 低所得者の所得分布 (G02)

課税標準額 (1,000円)	非納税者 (1,000人)		扶養人員別本人数 (1,000人)								世帯員数 (非納税者) (1,000人)	
	納税者	非納税者	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		8人
102		1,843.7	1,732.1	68.4	30.7	9.4	2.7	0.4				2,014.5
633	661	147.2	1,220.4	253.7	112.3	26.0	7.6	1.1	0.2			486.9
922	933	101.0		382.8	221.9	75.6	20.2	4.8	0.4			435.0
1,224	1,236	30.0			281.1	102.9	25.8	4.0			0.2	154.8
1,513	1,559	4.4				106.9	26.7	4.1	0.3			26.7
1,877	2,040						34.4	5.8	2.9			
	2,828									0.3		
合計 (非納税者)		2,126.3	1,732.1	68.4	143.0	111.0	56.3	14.4	0.9		0.2	3,117.9

付表B. 3 低所得者の所得分布 (G03)

課税標準額 (1,000円)	非納税者 (1,000人)		扶養人員別本人数 (1,000人)								世帯員数 (非納税者) (1,000人)	
	納税者	非納税者	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		8人
0		438.1	411.5	16.4	6.7	2.1	0.8	0.1				477.4
632	661	10.5	30.2	6.3	8.0	1.9	0.5	0.1				34.7
930	933	6.8		7.6	4.4	5.1	1.4	0.3				29.2
1,281	1,236	1.9			7.0	2.6	1.6	0.3				9.8
1,485	1,559	0.3				4.2	1.0	0.3				1.5
	2,040						1.7	0.3	0.1			
合計 (非納税者)		457.6	411.5	16.4	14.7	9.1	4.3	1.1				552.6

注) 世帯分布はG02にしたがった。

付表B. 4 低所得者の所得分布 (G04)

課税標準額 (1,000円)	扶養人員別本人人数 (1,000人)										世帯員数 (非納税者) (1,000人)
	非納税者	納税者	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
0			971.6	72.3	46.5	27.1	14.0	2.5	0.8	0.1	1,462.0
629	362	108.0	392.4	59.3	52.4	35.2	15.0	3.7	1.7		407.1
916	923	50.8		31.7	35.9	35.5	13.0	1.7	0.6		221.4
1,197	1,236	12.2			17.5	26.3	9.7	2.0	0.5		64.0
1,453	1,543	1.4				8.2	3.4	1.4			8.4
	2,036						2.9	0.2			
合計 (非納税者)		1,308.1	971.6	72.3	98.9	97.8	51.7	11.3	3.6	0.8	2,162.9

付表B. 5 低所得者の所得分布 (G05)

課税標準額 (1,000円)	扶養人員別本人人数 (1,000人)										世帯員数 (非納税者) (1,000人)
	非納税者	納税者	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
0			921.1	26.7	17.2	10.0	5.2	0.9	0.3		1,102.0
603	626	15.2		11.7	7.4	5.0	2.1	0.5	0.2		57.1
910	920	3.3		7.6	8.6	2.3	0.8	0.1			13.8
1,393	1,220				3.4	5.1	0.2				
1,555	1,531	0.4				1.2	0.5	0.4			2.4
1,712	2,091						0.1				
合計 (非納税者)		1,000.7	921.1	26.7	24.6	17.3	8.1	1.9	0.5	0.3	1,175.3

注) 世帯分布はG04にしたがった。

付表B. 6 低所得者の所得分布 (G06)

課税標準額(1,000円)	扶養人員別本人数 (1,000人)								
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人
349									
485									
710		133.8							
1,073			128.8	104.2					
1,538				75.4	69.5				
2,209					54.9	36.9	7.0	1.6	
3,230							2.5	0.2	0.3

付表B. 7 低所得者の所得分布 (G07)

課税標準額(1,000円)	扶養人員別本人数 (1,000人)								
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人
349	192.1								
485									
710		148.0							
1,073			235.8	70.8					
1,538				78.1	34.3				
2,209					32.7	10.4	1.2		
3,230							0.9		

付表B. 8 低所得者の所得分布 (G08)

課税標準額 (1,000円)	非納税者 (1,000人)	扶養人員別本人数 (1,000人)								世帯員数 (非納税者) (1,000人)	
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		8人
163	100.7		57.4	21.3	15.5	4.1	2.3	0.1			276.0
667	50.8		129.7	33.2	17.0	6.8	2.6	1.0	0.2		225.4
940	51.2		0.1	76.1	38.5	9.4	2.5	0.6	0.1		221.9
1,428	10.6				154.9	49.1	8.9	1.5	0.1	0.1	65.4
2,100						48.6	14.8	2.5	0.2		
2,884								2.3	0.3		
3,946										0.2	
合計(非納税者)	213.3		57.4	54.5	71.0	20.3	16.3	3.2	0.4	0.1	788.7

注) 世帯分布はG01にしたがった。

付表B. 9 低所得者の所得分布 (G09)

課税標準額 (1,000円)	本人 (1,000人)	扶養人員別本人数 (1,000人)								世帯員数 (非納税者) (1,000人)	
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		8人
0	440.8	299.2	80.7	29.9	21.8	5.7	3.3	0.2			687.2
640	28.4		12.2	13.0	9.5	3.8	1.4	0.6	0.1		109.2
936	16.4		6.0	4.0	10.5	4.4	1.2	0.3			73.6
1,391	3.1			6.0	5.3	6.7	2.4	0.6	0.1		19.2
2,078	0.1				0.1	1.3	2.6	1.0	0.1		0.8
合計(非納税者)	488.8	299.2	80.7	42.9	31.8	13.9	8.3	1.6	0.3		890.0

注) 世帯分布はG02にしたがった。

付表B. 10 低所得者の所得分布 (G10)

課税標準額 (1,000円)	世帯数 (1,000)	世帯人員別世帯数 (1,000人)						世帯員数 (1,000人)
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	
0	1,192	927	196	51	19			1,548
47	3,338	1,956	996	205	121	47	14	5,346
437	1,751		694	540	331	130	56	5,318
741	778			377	149	223	28	3,010
990	340				121	177	42	1,621
1,235	42					28	14	224
1,484	5						5	30
合計	7,445	2,882	1,886	1,173	741	605	158	17,111

注) 課税標準額の推計に際して第I 4分位階層の所得上昇率(昭和51年/昭和47年)で「所得金額」を調整した。その結果として所得税が賦課される世帯は除いてある。

付表C. 負の所得税の費用試算（グループ別内訳）

ヶ	一	ス	G01	G02	G03	G04	G05	G06	G07	G08	G09	G10	総計
I	a		1,320	2,095	455	1,366	1,002			214	476	7,412	12,960
	b		5,526	2,958	543	2,273	1,196			735	835	16,941	27,867
	c		333	506	155	512	335			89	220	2,936	4,468
III	c	167	253	77	256	168				44	110	1,468	2,235
II	a		1,725	2,126	458	1,308	1,001			213	489	7,445	13,361
	b		7,699	3,118	553	2,163	1,175			789	890	17,111	30,140
	c		404	393	128	431	293			85	193	2,557	3,928
IV	c	202	196	64	216	146				42	97	1,278	1,963
V	a		5,052	2,847	476	1,441	1,028	558	771	651	511	7,445	18,424
	b		20,521	5,320	613	2,545	1,253	2,006	2,003	2,251	963	17,111	48,188
	c		1,083	491	105	391	231	66	57	147	164	2,477	4,590
VI	a		4,004	2,847	476	1,441	1,028	558	771	651	511	7,445	17,408
	b		16,329	5,320	613	2,545	1,253	2,006	2,033	2,251	963	17,111	43,996
	c		663	310	68	256	151	38	31	90	106	1,585	2,906

注) a, b, cはそれぞれ世帯数(1,000)、世帯員数(1,000人)、費用(10億円)を表わす。